# 沼田市公用車広告掲載取扱要領(令和7年3月1日より)

### 1. 広告掲載車両

沼田市公用車

#### 2. 広告内容

掲載規格 縦35cm×横50cm程度、左右後部側面ドア(1台あたり2面)

**掲載方法** ラッピング用フィルム(再剥離が可能な素材)

掲載料 1台あたり月額3,000円(消費税相当額含む)

掲載期間 掲載開始日から当該年度の3月31日まで(原則1年間、各月単位も可)

#### 注意事項

- 1) 掲載期間には、広告の掲載及び撤去の作業に係る期間も含みます。
- 2) 掲載及び撤去作業の日程については、市と広告掲載者で協議して決定します。
- 3) 広告の作成・掲載又は撤去作業については、広告掲載者の負担及び責任において行うものとし、公用車の車体塗装の剥離等が生じた場合には、広告掲載者が経費を負担し、修復するものとします。

## 3. 申込方法

広告掲載の希望者は、沼田市公用車広告掲載申込書(別紙1)と広告原稿に、次の書類を添付して提出してください。

- ① 商業登録謄本又は主務官庁が発行した認可証・許可書の写し
- ② 会社・団体等の事業内容が分かるもの
- ③ 市外に住所又は所在地のある者については、住所又は所在地のある市区町村が発行する 市税等完納証明書又は非課税証明書
- ④ その他市長が必要と認めた書類

### 4. 広告掲載できる者の範囲及び掲載の可否の決定

沼田市広告掲載要網第3条に定める者で、申込後に広告審査委員会の審査を行い掲載の可否を決 定し、沼田市公用車広告掲載・不掲載決定通知書(別紙2)により通知します。

#### 5. 掲載の取下げ及び掲載決定の取消し

自己の都合等により広告の掲載を取り下げる場合は、沼田市公用車広告掲載取下申出書(別紙3)を提出してください。

また、市の行政運営上支障があるとき、又は広告掲載者が指定の期日までに広告掲載料を納入しなかったとき、その他沼田市広告掲載要網の条項に違反したときは広告掲載の決定を取り消します。

#### 6. 広告掲載料の支払い

市が発行する納入通知書により、期日までに一括納入していただきます。 また、既納の広告掲載料は還付しません。ただし、広告掲載者の責めに帰さない理由により、広 告掲載できなくなったときに限り、還付することができます。

#### 7. 補償

公用車に広告を掲載した後に、公用車の運行に伴う事故等により広告が毀損、又は破損したときは、市が経費を負担して補修します。ただし、経年に起因する広告の色あせなどの劣化については、対象外とします。

## 8. 広告掲載者の責任

広告掲載者は、広告の内容その他の広告掲載に関する一切の責任を負うものとします。

### 9. その他

この要領及び沼田市広告掲載要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとします。

(沼田市公用車広告掲載担当:総務部財政課FM推進係)